

島根県農業経営等緊急対応資金融資要綱

制 定 令和2年2月26日付け 農第1760号

最終改正 令和3年9月1日付け 農第524号

(目的)

第1条 島根県農業経営等緊急対応資金は、経営環境の急激な変化や災害等により経済的影響や被害等を受けた県内農業者に対し、施設・設備の復旧に必要な設備資金、経費の支払いや農産物の再生産に必要な運転資金を取扱金融機関が円滑に融資することにより、農業者の経営の安定を図り、地域農業の再生に資することを目的とする。

(発動する資金の創設)

第2条 経営環境の急激な変化や災害の発生等により県内の農業者が経済的影響や被害を受け、経営に著しい支障を来し、またはその恐れがあり、早急な金融支援が必要な状況と認められる場合に、その都度、別表に資金名称、融資対象者、融資条件、取扱期間、取扱金融機関等の必要事項を定めることによって、島根県農業経営等緊急対応資金の中に発動する資金を創設する。

(取扱金融機関)

第3条 第2条により創設し発動する資金(以下、「発動資金」という。)の取扱金融機関は、島根県の区域内に店舗を有する銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び同第3号に掲げる事業を行うものに限る。)とする。

(資金措置)

第4条 県は、毎年度予算の範囲内で、発動資金の融資残高を別に定める協調倍率で除して得た額に相当する額の資金を、取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託の期間は、1年以内として、その都度締結する契約で定めるものとする。

3 第1項の預託金の利率は、第2条の発動資金の創設の際に別に定める。

(融資の認定)

第5条 発動資金に係る融資の認定は、島根県農業信用基金協会(以下、「基金協会」という。)が行うものとする。

2 基金協会は、発動資金の借入れの申し込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と判断したときはこれを認定するものとする。

(融資報告)

第6条 取扱金融機関は、発動資金の融資を行ったときは、基金協会を通じて知事に報告しなければならない。

(調査)

第7条 知事は、必要があると認めたときは、借受者、取扱金融機関及び基金協会に対し必要な調査を実施

し、又は報告を求めることができる。

2 借受者、取扱金融機関及び基金協会は、前項の調査又は報告に応じなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月26日から施行する。

(既存要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。ただし、廃止の日に、現に実施している資金措置(預託)については、令和2年3月31日までは従前のおりとする。

- (1)平成22年度豪雪災害対策資金貸付要綱(平成23年2月1日付け農第1518号)
- (2)島根県肉用牛経営緊急対策資金貸付要綱(平成23年8月22日付け農第873号)
- (3)平成26年度雪害対策資金貸付要綱(平成27年1月5日付け農第1246号)
- (4)平成27年度雪害対策資金貸付要綱(平成28年2月15日付け農第1317号)
- (5)平成28年度雪害対策資金貸付要綱(平成29年2月7日付け農第1290号)
- (6)平成29年度雪害対策資金貸付要綱(平成30年2月21日付け農第1469号)
- (7)平成30年4月地震農業被害対策資金貸付要綱(平成30年5月8日付け農第248号)
- (8)平成30年7月豪雨農業被害対策資金貸付要綱(平成30年7月24日付け農第723号)

(経過措置)

3 この要綱の施行の前に行われた前項に掲げる要綱の規定による資金は、この要綱の規定に相当する資金とみなす。

附則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和2年3月17日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年7月29日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年8月7日から施行し、令和2年8月3日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

(別 表) (該当部分のみ記載)

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
令和3年度 大雨・台風農業 被害対策資金	令和3年7月6日から大雨、台風9号、8月12日からの大雨によって被害を受けた農業者(きのこ類の栽培業を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(大雨被害を原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農畜産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農業費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.15%とする(JAしまねによる0.15%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和3年8月2日から令和4年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合